

ID: 128

担当部署: 町民環境課

処分の概要	使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	柴田町営墓地条例 第11条		
例 規 番 号	昭和55年条例第13号		
【基準】			
第11条の規定による。 (使用料)			
第11条 墓地の使用料は、許可の際、次の区分により納入しなければならない。			
	区分	使用料(1区画につき)	
	柴田町営第1墓地		138,000円
	柴田町営第2墓地		425,000円
備考			
設 定 年 月 日	令和3年12月28日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日